

育児や介護などの家庭を支援する

◆申請書提出窓口

北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話(直通) 011-204-5354

(代表) 011-231-4111(内線26-470)

申請書は、下記の道のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/attaka-touroku.htm>

北海道あつたかファミリー応援企業シンボルマーク(平成21年度制定)



赤は太陽、青は海と空、緑は大地、
橙は光で豊かな自然に恵まれた生活環境が優れた北海道のイメージ。
北海道の形を基調に、人々の元気あふれる笑顔を象徴的に表現した。

北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5354

FAX 011-232-0159



北海道

「北海道あつたかファミリー応援企業」に登録しましょう！



北海道あつたかファミリー応援企業シンボルマーク

あつたかファミリー応援企業とは

男女が共に家庭と仕事を両立させることができる様々な制度と職場環境をもつ企業のことをいいます。

仕事と家庭の両立 北海道

検索



北海道

仕事と家庭の両立支援の取組を広く紹介し、登録企業を応援します！

登録を応援します

◆両立支援促進アドバイザーの無料派遣

希望する企業(道内に本社がある従業員300人以下の企業に限ります。)には、アドバイザー(社会保険労務士に委嘱)を無料で派遣し、就業規則の整備からあったかファミリー応援企業の登録まで適切なアドバイスをします。

アドバイス内容：就業規則、育児・介護休業規程等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、研修会、セミナー等の講師など

登録企業を応援します

◆登録企業の取組状況を紹介

北海道のホームページ等で登録企業の仕事と家庭の両立支援に向けた取組状況を紹介します。また、各企業のホームページへのリンクも設定できますので、自社のPRに活用できます。

◆北海道あつたかファミリー応援企業シンボルマークの使用

北海道が定めたシンボルマークを自社の広告、会社案内などに使用することができます。消費者や顧客等に対して登録企業であることを大いにPRしてください。

◆北海道の中小企業制度融資の利用

中小企業者を対象とした道の低利の融資制度(事業革新貸付)を利用できます。

◆北海道の物品購入等の発注の際に優遇されます

北海道が発注する物品購入等(印刷物の製造を含む)に係る見積合わせ等の業者の選定の際に配慮が受けられます。

◆北海道の建設工事等競争入札参加資格審査の技術・社会的因素の審査項目の要件とする方向で検討します

平成21・22年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、技術・社会的因素の審査項目に「仕事と家庭の両立支援」が新設され、要件を一般事業主行動計画の届出としたところですが、平成23・24年度の入札参加資格審査から「仕事と家庭の両立支援」の要件を登録企業とする方向で検討します。

◆金融機関と連携した提携ローンの利用

金融機関と北海道が連携した金利の優遇が受けられる提携ローンを利用できます。

◆北海道両立支援推進企業表彰

特に優れた取組を実施している従業員300人以下の企業は、知事表彰を受けることができます。

北海道あつたかファミリー応援企業に登録するには

◆登録対象

北海道内に本社または主たる事業所がある企業(財団、社団法人等を含みます)

◆登録要件

次の全ての要件を満たすこと。

①次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省北海道労働局に届出して、同計画を実践していること。

②育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。

③一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注)一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。
なお、法改正により、平成23年度から101人以上の企業が義務となります。

◆有効期間

一般事業主行動計画の計画期間の終了の日まで

登録の流れ

